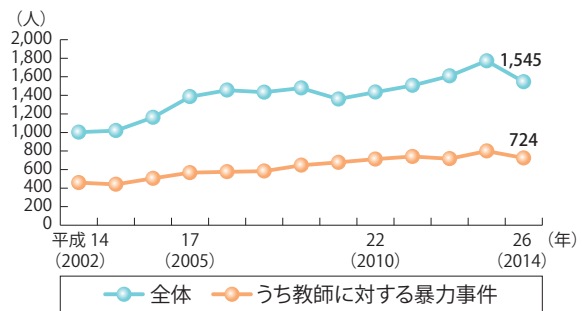


警察が取り扱った校内暴力事件による検挙・補導人員は増加してきたが、平成26（2014）年には減少し1,545人となっている。教師に対する暴力事件による検挙・補導人員は724人となった。（第1-3-29図）

第1-3-29図 校内暴力事件の検挙・補導人員



(出典) 警察庁「少年非行情勢」
 (注) ここでいう「校内暴力事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生又は高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙又は補導した事件のうち、「学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件」をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

第2節 体験活動

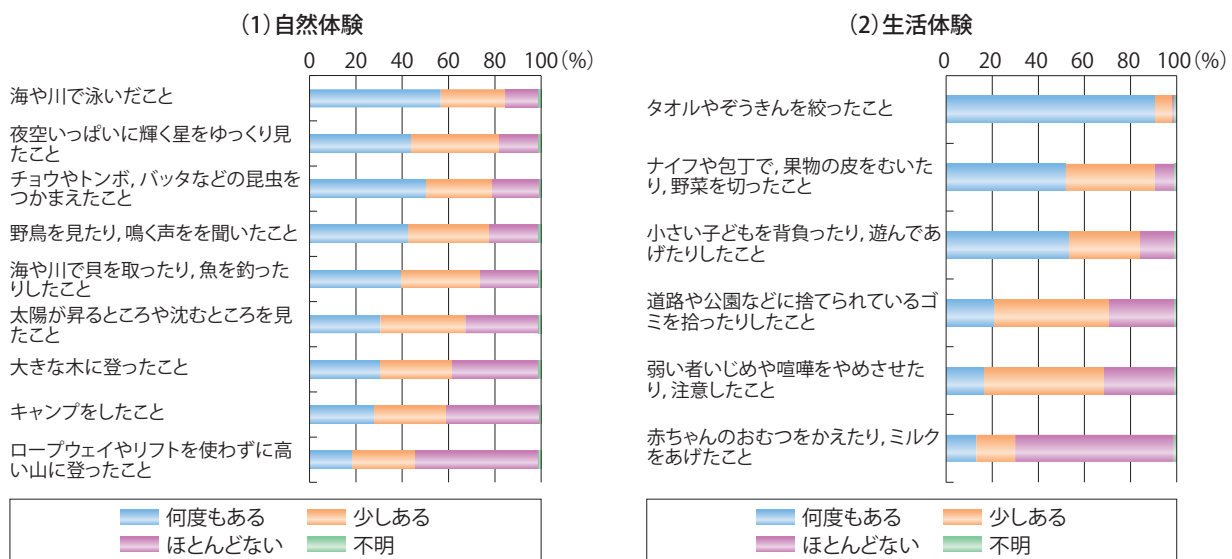
1 現状

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は、低下傾向。

体験活動とは、生活・文化体験活動、自然体験活動、社会体験活動の3つに大きく分類され、子供が、直接自然や人・社会などとかかわる活動を行うことにより、五感を通じて何かを感じ、学ぶ取組を広く包含している¹³。

子供がこれまでにしたことがある自然体験について、「海や川で泳いだこと」「夜空いっぱい輝く星をゆっくり見たこと」は8割以上ある一方、「キャンプをしたこと」「ロープウェイやリフトを使わずに高い山に登ったこと」は6割以下である。また、生活体験については、「タオルやぞうきんを絞ったこと」は、ほとんど全員がしており、「ナイフや包丁で、果物の皮をむいたり、野菜を切ったこと」は、9割以上ある一方、「赤ちゃんのおむつをかえたり、ミルクをあげたこと」は、3割程度である。（第1-3-30図）

第1-3-30図 子供がしたことのある自然体験・社会体験（平成24年度）



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構（2014）「青少年の体験活動等に関する実態調査（平成24年度調査）」

13 文部科学省中央教育審議会「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月）